

# 令和6年度おだわら環境志民ネットワーク おだわら森里川海ブランド Green Selection (グリーンセレクション) 第1弾 募集要項

<小田原の自然環境に貢献しているモノやサービスを募集します！>

## 1. おだわら森里川海ブランドとは

おだわら環境志民ネットワーク(以下「本会」という。)の「ビジョン」を実現するため、その「ミッション」の一つの手段として、小田原の自然環境に貢献しているモノやサービス(以下、商品等という。)を効果的にPRする仕組みを作ることを目的に、本会の会員(以下「会員」という。)が提供する商品等の中から「おだわら森里川海ブランド」として認定し、その商品等の自然環境に貢献する背景(ストーリー)を含めた魅力を市内外へ効果的に発信していきます。

※ビジョン：豊かな森里川海を次世代に

※ミッション：地域資源から価値を創出(地域循環共生圏の具体化)

【認定マーク】



### 認定によるメリット

認定された商品は、本会にてPRや販路拡大していきます！

- ・本会のホームページや市内施設などでのPR
- ・グリーンマルシェ、きまつり、首都圏ブースなどのイベント等での展示即売会や委託販売
- ・本会が運営する通販サイトでの販売
- ・ふるさと納税返礼品へのラインナップ
- ・市内外の企業・店舗等への販売促進 など

## 2. 対象となる商品等

小田原の自然環境に貢献しているモノやサービス

## 3. 応募資格

次の(1)から(5)までのいずれの条件も満たす者とします。

- (1) 会員であること ※本事業の応募と同時に、本会の入会届を提出することも可能です。
- (2) 申請内容が関係法規(食品衛生法など)を遵守していること
- (3) 申請内容が業界での製造基準、表示基準を満たしていること
- (4) 申請内容が公序良俗に反するものでないこと
- (5) ブランド全体及び、認定品に係るPRに積極的に努めること

#### 4. 募集期間

令和6年8月1日（木）～令和6年9月30日（月）

#### 5. 申請方法

おだわら森里川海ブランド認定申請書（おだわら森里川海ブランド実施要領（以下「要領」という。）様式第1号）に必要事項を記入し、添付書類を添えて事務局あて提出してください。

提出方法は電子メール（ka-kansei@city.odawara.kanagawa.jp）のほか、紙媒体による提出も受け付けます。

#### 6. 認定基準

ブランドの認定については、次の（1）～（3）の全ての条件を満たすものとします。

（1）会員が製造または販売する商品等であること

（2）小田原の森里川海の恵みにより成り立っていること

※小田原で生産されたものやサービスというだけでなく、同種の汎用品と比べ、生産過程等で小田原の自然環境への配慮がなされていること

（3）商品等が販売・消費されることで、小田原の自然環境の維持・保全・再生が促進される物語（ストーリー）を有していること

#### 7. 審査方法

審査は、本会内に設置するおだわら森里川海ブランド認定審査会（以下「ブランド認定審査会」という。）において、提出された申請書類に基づき認定基準について審査を行います。

※特に必要があると認められた場合には、認定に条件を付けることがあります。

認定基準に適合すると認めるときは、おだわら森里川海ブランド認定書（要領様式第3号）により通知するほか、本会ホームページにおいてブランド認定された商品等を公表します。

認定基準に適合しないと認めるときは、おだわら森里川海ブランド認定基準不適合通知書（要領様式第4号）により通知します。

※ブランド認定審査会の委員が製造または販売する商品等の審査については、当該委員はその審査には参加できません。

※認定基準に基づき審査を行います。上記項目以外の商品等の品質、性能等の確認は行いません。

#### 8. マークの表示

認定された商品等については、包装、容器、案内物等に認定マークを表示、または認定マークを表示したシールを貼り付け、認定品として認定されたものであることを示してください。

認定マークの使用にあたっては、事前に認定マーク使用届（様式第5号）を本会に提出してください。届出内容に応じ、事務局からデータを提供いたします。認定シール作成を本会に依頼する会員については、認定シール作成に要した実費相当額を本会へお支払いいただきます。

※ブランド認定された商品等にのみ表示できます。その他の商品等に表示することはできません。

※詳細は「おだわら森里川海認定マーク使用ガイドライン」を確認し、ルールに従って使用してください。

## 9. 認定料

ブランド認定・更新に係る費用として1認定品につき3,000円（3年間有効）を本会へお支払いいただきます。

※令和6年度第1弾の認定品に係る認定料は、免除します（更新時の認定料は発生します。）。

※認定の取消や辞退など、認定期間内に認定資格を喪失したときは、いかなる場合であっても認定料は返金されません。

## 10. 認定期間

認定期間は認定した日から起算して3年間とします。

## 11. 認定更新

認定期間の満了に伴い認定の更新を行おうとするときは、認定期間満了の2箇月前までにおだわら森里川海ブランド認定更新申請書（要領様式第6号）により申請してください。

提出された申請書に基づき、本会で申請内容を確認し、必要に応じてブランド認定審査会による審査を行います。

※初回の認定に係る認定料が無料であっても、更新に係る認定料（1認定品につき3,000円（3年間有効））は本会へお支払いいただきます。

## 12. 変更申請

ブランド認定申請書の記載事項に変更が生じた場合は、おだわら森里川海ブランド申請事項変更届出書（要領様式2号）により届け出てください。

変更により認定基準に適合しなくなったと認められるときは、認定が取り消される場合があります。

## 13. 認定取消

本会は、次の（1）から（5）までのいずれかに該当するときは、ブランド認定を取り消すことができます。その場合、おだわら森里川海ブランド認定取消通知書（要領様式第7号）により通知します。

- （1）認定基準に適合しなくなったと認められる場合
- （2）虚偽の申請により認定を受けたことが認められた場合
- （3）ブランド認定された商品等の生産、製造若しくは販売を1年以上中止、または廃止した場合
- （4）ブランドの名誉を著しく傷つける行為を行ったと認められる場合
- （5）その他制度の運用に重大な支障を及ぼす行為が認められた場合

## 14. 書類の提出先・問い合わせ先

おだわら環境志民ネットワーク事務局（小田原市環境部環境政策課環境政策係）

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

【電話】0465（33）1472 【メール】ka-kansei@city.odawara.kanagawa.jp

## 15. その他

- (1) 申請にあたり判断に迷うことがあれば、適宜事務局へ連絡、相談してください。
- (2) 取得した個人情報は、原則として本事業に係る範囲内で使用します。
- (3) 本要項に定めのない事項については、ブランド認定審査会の判断により別途決定します。

## 16. 事業スケジュール（予定）

<b>【第1弾募集期間】</b> 令和6年8月1日（木） ～9月30日（月）17時まで	おだわら環境志民ネットワーク 森里川海ブランド実施要領に基づく様式（認定申請書等）を期限までに事務局へご提出ください。
<b>【第1弾認定審査会の開催】</b> 日程調整のうえ、後日通知予定 （令和6年10月中旬）	申請書類等に基づき審査を行います。
<b>【審査結果の通知】</b> 令和6年10月中旬～下旬 ※認定期間：令和6年11月1日～ 令和9年10月31日	ブランド認定審査会の結果に基づき、「おだわら森里川海ブランド認定書」または「おだわら森里川海ブランド認定基準不適合通知書」により申請者へ通知し、認定品の情報は本会ホームページで公表します。